

# たき火をする場合は消防署への届出が必要です

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為 に「たき火」が含まれます。

「たき火」を行う場合は消防署又は管轄の消防出張所へ届出が必要です。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



[火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書 \[PDF ファイル/110KB\]](#)

[記入例 \[PDF ファイル/203KB\]](#)

※上記の「○たき火に該当しないと考えられる行為(イメージ)」のうち、BBQや七輪での魚焼きは、「いこいの広場」では「まき」や「炭」を使用することは禁止します。  
カセットコンロなど「燃え残り」が発生しない燃料を使用する器具を使用して下さい。